

## ジェンダーの視点からみた年金制度における育児期間の配慮措置について ～スウェーデンの年金制度に着目して～

○ 梅花女子大学 寺本尚美 (002561)

今井小の実 (関西学院大学・002722), 大塩まゆみ (龍谷大学・001935), 陳礼美 (関西学院大学・007060)

〔キーワード〕 スウェーデン, 年金制度, 育児期間

### 1. 研究目的

社会保険方式を採用している年金制度では、育児や介護等の家族ケアに従事するために就労を中断したり、フルタイムからパートタイムに転職して所得が減少することは、将来の老齢年金受給額の低下に直結する。そのため、育児や介護等のために就労を中断した期間について、これを社会的に評価し、それに対応する給付を制度全体で負担する措置が、多くの国で導入されている。

わが国では、2001年の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の報告書において、「育児期間等に係る配慮措置」の導入について検討が行われた。しかし、その後も、育児期間に係る配慮措置の拡充はほとんど進んでいない。その背景には、わが国では、第3号被保険者制度や遺族年金などの、いわゆる被扶養配偶者給付が年金制度における育児期間の配慮措置を代替してきたことがある。

2011年に再開された社会保障審議会では、再び第3号被保険者制度の見直しが行われているが、提案された夫婦共同負担の考え方で年金分割をするという案は、保険料負担における不公平感の解消だけを懸案としたもので、第3号被保険者制度が既婚女性の就労を抑制している問題への検討がなく、第3号被保険者制度を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限る案の検討などにも踏み込んでいない。

そこで、本研究では、育児等による就労の中断や所得の低下により高齢期の女性が貧困に陥ることを防ぐうえで成果をあげているスウェーデンの年金制度をとりあげ、育児期間に係る配慮措置のあり方を中心に検討を行う。民主党が創設を目指す、スウェーデンの保証年金をモデルとする最低保障年金制度を、第3号被保険者問題の解決の方策として期待する意見がある。現下の政治的情勢から、民主党の新年金制度の導入の見通しは厳しいと思われるものの、モデルとされるスウェーデンの年金制度において、どのように、育児等の家族ケアの評価を行い、年金権の保障につなげているのかを検討する事は意義があると考えられる。

### 2. 研究の視点および方法

上記の研究目的のために、スウェーデンの年金制度において、育児期間による就労収入の減少が将来の年金受給に不利に働くことを緩和するために導入されている配慮措置について、その成り立ち、理念、実施状況等について分析し、日本への示唆を考える。ジェン

ダー平等の視点から、制度研究の方法により考察する。

### 3. 倫理的配慮

本研究は文献研究であり、引用等について、日本社会福祉学会の定める「研究倫理指針」を遵守する。

### 4. 研究結果

スウェーデンの年金制度は、社会保険方式の所得比例年金とプレミアム年金、租税を財源とする保証年金から成っている。社会保険方式の年金制度においては、現役時代の賃金レベルが高齢期の年金受給額に直結する。そのため、育児期間に賃金が低下した場合に年金受給額が不利にならないように、配慮措置が設けられている。

スウェーデンでは、4歳までの育児期間において所得の喪失や減少があった場合は、以下の3つの額のうちもっとも有利な額を年金算定上の所得として扱う措置が導入されている。3つの額とは、①子の出生年の前年所得、②16歳以上65歳未満の全期間の平均所得の75%、③現実の所得に基礎額(2011年度で52,100クローナ)を上乗せした額、である。この3つの選択肢から、本人にとってもっとも有利な額を、年金受給額計算上の所得として用いることができる。第一の選択肢は、出生前に比較的高い賃金を得ていた場合、第二の選択肢は、出生前の賃金が低く、その後も比較的低賃金の仕事に従事していた場合、第三の選択肢は、出生後も労働時間を短縮せずに働く場合に有利となる。

なお、こうした措置によっても解消できない所得比例年金の格差には、保証年金で対応する。実際、保証年金の受給者の大半は所得比例年金の受給額が低い女性高齢者である。

### 5. 考察

年金制度において育児期間に係る配慮を行うことによる効果には、育児を担った者(多くの場合、母親)が無年金や低年金になってしまうことを避けるための防貧の効果と、所得比例年金のために生じる格差を緩和する効果がある。スウェーデンの年金制度においては、保証年金によって防貧を、所得比例年金に設けた育児期間の配慮措置によって格差の緩和を実現している。

しかし、こうした措置を講じても、育児等のために生じた現役時代の(男女間)格差を完全に解消できるわけではない。セインズベリ(Sainsbury 1999:264)が指摘するように、育児期間の配慮措置は、「女性と男性の年金請求権を受給の権利という点では平等にしても、給付レベルでは平等にしない」からである。

本研究は、平成23年度科学研究費助成事業「“ケア労働”の社会化に関する国際比較研究—ジェンダー公平な福祉国家の実現に向けて」(研究代表者・今井小の実、基盤研究(C)課題番号23530791)の助成による研究成果の一部である。

Sainsbury D.(1999)(ed.),Gender and Welfare State Regimes, Oxford University Press